

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

2020年1月8日

サカティンクス株式会社

2020年1月8日

吸収合併に係る事後開示事項

大阪市西区江戸堀一丁目23番37号
サカタインクス株式会社
代表取締役 森田 耕太郎
社長執行役員

当社は、2019年9月13日付で当社とインクスグラビア株式会社（以下、「インクスグラビア」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2020年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、インクスグラビアを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項および同法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1項）

2020年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2項）

（1）吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第784条の2に掲げる場合に該当しないため、該当すべき事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社であるインクスグラビアは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社であるインクスグラビアは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社であるインクスグラビアは、2019年10月7日付で官報に公告を行うとともに、知れたる債権者に対し格別の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3項）

（1）吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法796条の2の規定による本件吸収合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、2019年10月7日付の官報および同日付の電子公告において、債権者に対し、本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社はインクスグラビアの資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別添のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）
2020年1月10日（予定）

以 上